

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び
公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根 拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者数	
消費者庁における一般乗用旅客自動車(タクシー) の供給	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成28年 4月1日	東京都個人タクシー協同組合 東京都中野区弥生町5-6-6	公募を行い、申込みのあった要件 を満たす全ての者と契約を締結す るものであり、契約相手方の選定 を許さないため(会計法第29条の 3第4項)。	-	730円 外	-					※単価契約
消費者庁における一般乗用旅客自動車(タクシー) の供給	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成28年 4月1日	東京四社営業委員会 東京都中央区日本橋本町4-15-11	公募を行い、申込みのあった要件 を満たす全ての者と契約を締結す るものであり、契約相手方の選定 を許さないため(会計法第29条の 3第4項)。	-	730円 外	-					※単価契約
消費者庁における一般乗用旅客自動車(タクシー) の供給	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成28年 4月1日	東都タクシー無線協同組合 東京都豊島区西池袋5-13-13	公募を行い、申込みのあった要件 を満たす全ての者と契約を締結す るものであり、契約相手方の選定 を許さないため(会計法第29条の 3第4項)。	-	730円 外	-					※単価契約
消費者庁における一般乗用旅客自動車(タクシー) の供給	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成28年 4月1日	東京無線協同組合 東京都新宿区百人町2-18-12	公募を行い、申込みのあった要件 を満たす全ての者と契約を締結す るものであり、契約相手方の選定 を許さないため(会計法第29条の 3第4項)。	-	730円 外	-					※単価契約
平成28年度消費者ホットラインの運用支援業務	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成28年 4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-6	必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため(会計法第29条 の3第4項)。	-	1,000円 外	-					※単価契約
日経テレコン21の利用	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成28年 4月1日	日経メディアマーケティング株式会社 東京都千代田区大手町1-3-7	公募を行い、申込みのあった要件 を満たす全ての者と契約を締結す るものであり、契約相手方の選定 を許さないため(会計法第29条の 3第4項)。	-	54円 外	-					※単価契約
消費者庁における郵便業務(信書の送達)	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成28年 4月1日	日本郵便株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため(会計法第29条 の3第4項)。	-	82円 外	-					※単価契約
共同通信ニュースの受信	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成28年 4月1日	一般社団法人共同通信社 東京都港区東新橋1-7-1	行政目的を達成するために不可 欠な特定の情報であり、当該情報 を提供する者が他に存在しないた め(会計法第29条の3第4項)。	912,713円	912,713円	100%					※月額単価
時事ゼネラルニュースの受信	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成28年 4月1日	株式会社時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	行政目的を達成するために不可 欠な特定の情報であり、当該情報 を提供する者が他に存在しないた め(会計法第29条の3第4項)。	366,120円	366,120円	100%					※月額単価
消費者庁における事務室等の賃貸借	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成28年 4月1日	三菱地所株式会社(代理人:三菱地所プロパティ マネジメント株式会社) 東京都千代田区大手町1-6-1(代理人:東京 都千代田区丸の内2-5-1)	必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため(会計法第29条 の3第4項)。	186,916,000円	186,916,000円	100%					
携帯電話向けコンテンツ自動変換機能の保守サー ビス	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成28年 4月1日	株式会社インターネットイニシアティブ 東京都千代田区富士見2-10-2	必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため(会計法第29条 の3第4項)。	-	1,047,600円	-					

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠 条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成28年度機微度の高い情報をはじめとする情報の管理対策支援業務	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成28年 4月1日	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 東京都千代田区霞が関3-2-5	必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。	—	2,043,360円	—					
新聞の購入(平成28年度)	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成28年 4月1日	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	当該調達は独占的なものであり、競争できないものであるため(会計法第29条の3第4項)。	—	4,037円 外	—					※単価契約
平成28年度複写機(高速機)の保守等業務	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成28年 4月1日	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。	—	0.4円外	—					※単価契約
食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成28年 4月1日	独立行政法人国立病院機構相模原病院 神奈川県相模原市南区桜台18-1	公募を行った結果、業務の履行可能な者は当該業者のみであるとして、他に履行可能な者の申し出がなかったため(会計法第29条の3第4項)。	—	4,996,080円	—					
188番号から消費者ホットラインへの接続に係る機能提供等一式	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成28年 4月1日	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3-19-2	必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。	—	183,600円						※月額単価
188番号から消費者ホットラインへの接続に係る機能提供等一式	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成28年 4月1日	西日本電信電話株式会社 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。	—	183,600円						※月額単価
188番号から消費者ホットラインへの接続に係る機能提供等一式	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成28年 4月1日	株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。	—	194,400円						※月額単価
188番号から消費者ホットラインへの接続に係る機能提供等一式	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成28年 4月1日	KDDI株式会社 東京都千代田区大手町1-8-1	必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。	—	63,023円						※月額単価
188番号から消費者ホットラインへの接続に係る機能提供等一式	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成28年 4月1日	ソフトバンク株式会社 東京都港区東新橋1-9-1	必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。	—	81,810円						※月額単価
景品表示法執行NETシステムの運用支援業務	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成28年 4月1日	みずほ情報総研株式会社 東京都千代田区神田錦町2-3	必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。	—	1,788,480円	—					
平成28年度消費者庁LANの行政端末再追加及び行政端末再追加に係る各種業務	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成28年 4月1日	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 東京都千代田区霞が関3-2-5	必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。	—	3,137,123円	—					
製造所固有記号制度、機能性表示食品制度に係る届出データベースの業務アプリケーション保守業務	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成28年 4月1日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	必要とするサービスの提供者が他に存在しないため(会計法第29条の3第4項)。	—	12,441,600円	—					

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根 拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者数	
平成28年度物価モニター調査	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成28年 4月1日	株式会社タイム・エージェント 東京都渋谷区円山町6-8	一般競争入札において、入札を実施しても落札者となるべき者がな いため(会計法第29条の3第5項 及び予算決算及び会計令第99条 の2)。	—	45,554,000円	—					
成年年齢引下げを実施した諸外国における、年齢 引下げ対象の消費者等に関する消費者問題及び 当該消費者等への対策の有無・内容等に関する調 査	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成28年 6月8日	西川シンドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業 東京都千代田区丸の内2-4-1	一般競争入札において、入札を実施しても落札者となるべき者がな いため(会計法第29条の3第5項 及び予算決算及び会計令第99条 の2)。	—	12,636,000円	—					
徳島移転検討に係るビデオ会議用ネットワーク及 び敷設等業務	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成28年 6月9日	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 東京都千代田区霞が関3-2-5	必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため(会計法第29条 の3第4項)。	—	3,380,400円	—					
消費者庁LANに係るテレワーク用端末追加及びテ レワーク用端末追加に伴う各種業務	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成28年 6月17日	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 東京都千代田区霞が関3-2-5 NTTファイナンス株式会社 東京都港区港南1-2-70	必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため(会計法第29条 の3第4項)。	—	7,755,091円	—					
個別システム用グループウェアサーバの仮想環境 設定及び移行等業務	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成28年 7月12日	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 東京都千代田区霞が関3-2-5	必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため(会計法第29条 の3第4項)。	—	6,915,024円	—					
えん下困難者用食品の分析方法の妥当性等に関 する調査研究事業	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成28年 9月15日	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8	公募を行った結果、業務の履行可 能な者は当該業者のみであるとし て、他に履行可能な者の申し出が なかったため(会計法第29条の3 第4項)。	—	2,899,800円	—					
消費者の意識に関する調査	支出負担行為担当官 消費者庁総務課長 坂田進 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成29年 1月31日	株式会社ネオマーケティング 東京都渋谷区南平台町16-25	一般競争入札において、入札を実施しても落札者となるべき者がな いため(会計法第29条の3第5項 及び予算決算及び会計令第99条 の2)。	—	7,570,800円	—					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。